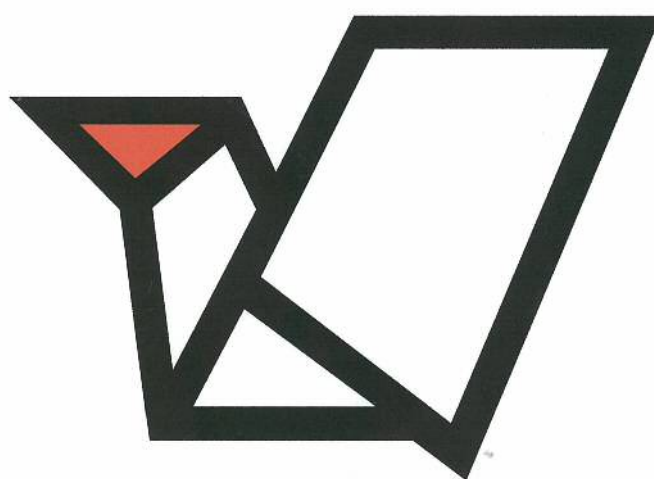


平成22年
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
第1回臨時会



平成22年1月26日

平成22年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回臨時会会議録
平成22年1月26日(火曜日)

○議事日程・場所

平成22年1月26日 午後2時 開議

於：ナビオス横浜「カナル」

日程第 1. 広域連合長あいさつ

日程第 2. 議席の指定

日程第 3. 会議録署名議員の指名

日程第 4. 会期の決定

日程第 5. 承認第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(平成21年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算)(第2号)

日程第 6. 議案第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7. 議案第2号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8. 議案第3号 平成21年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)

日程第 9. 議案第4号 平成21年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

日程第 10. 陳情第1号

日程第 11. (追加) 閉会中継続審査

○出席議員(19人)

1番	清水 富雄	11番	角井 基
2番	横山 栄一	12番	岸浪 孝志
3番	星野 國和	13番	渡辺 隆
4番	牧嶋 秀昭	14番	四宮 洋二
5番	菅野 義矩	15番	伊東 尚美
6番	杉山 典子	16番	服部 俊作
7番	関 美恵子	17番	石射 正英
8番	浅野 文直	19番	秋山 勇
9番	本間 悦雄	20番	西村 和夫
10番	市古 映美		

○欠席議員(1人)

18番 近藤 洋

○説明のため出席した者

広域連合長	服 部 信 明
副広域連合長	間 宮 恒 行
副広域連合長	阿 部 孝 夫
事務局長	細 川 哲 志
会計管理者兼会計課長	吉 田 隆 彦
業務課長	深 澤 公 喜
業務課担当課長	鹿島田 雅 人

○職務のため出席した者

書記長	諏 佐 吉 則	書 記	渋 谷 尚 希
書 記	山 口 孝 子	書 記	近 藤 聡
書 記	曾 我 直 樹	書 記	伊 礼 和 美
書 記	松 尾 進		

【開会のあいさつ】

(午後 2 時 00 分 開会)

○ 議長(横山 栄一君)

皆様、こんにちは。議長の横山でございます。

失礼ではございますが、着席して進行をさせていただきます。

ただいまの出席議員は18名でございます。近藤 洋 議員から欠席の届け出がございました。菅野 義矩 議員は少し遅参をして出席する予定でございます。

よって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成22年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回臨時会を開会致します。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、議場配布資料の議事日程表の通りですので、宜しくお願い致します。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めましたので、ご報告申し上げます。

【諸報告】

○ 議長(横山 栄一君)

会議に先立ちまして、私から諸報告をさせていただきます。

区分7の石井 恒雄 議員の辞職に伴い、平成21年10月13日に執行されました神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙において、石射 正英 議員が選出されましたことをご報告申し上げます。

【広域連合長あいさつ】

○ 議長(横山 栄一君)

日程第1、「広域連合長のあいさつ」を行います。広域連合長から、発言を求められておりますので許可致します。服部広域連合長。

(広域連合長 登壇)

○ 広域連合長(服部 信明君)

皆様、こんにちは。広域連合長の服部でございます。

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日は、平成22年広域連合議会の第1回臨時会を招集致しましたところ、議員の皆様には大変ご多忙な中にもかかわらず、ご出席を賜りまして誠に有難うございます。厚く御礼を申し上げます。

皆様既にご案内の通り、新政権により現行の後期高齢者医療制度を、平成24年度末をもって廃止する方針が打ち出されました。

現在、国では新たに設置された高齢者医療制度改革会議におきまして、新たな高齢者医療制度のあり方についての検討が開始されたところでございますが、詳細につきましては今後の議論を待つ状況でございます。

いずれに致しましても、広域連合と致しましては、今後の制度の運営につきまして、国の動向を見据え、各市町村と連携をし、協議を重ねながら円滑に進めて参りたいと考えております。

さて、本臨時会におきましては、平成22年度、23年度の保険料率改定に伴う条例改正の他、一般会計及び特別会計の補正予算等につきましてご審議をいただきたいと考えております。

現行制度が存続する間、被保険者の皆様に混乱を与えることの無いよう、議員の皆様のご理解、ご協力を賜りながら、制度運営に努めて参る所存でございますので、宜しくご審議をいただきますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが会議冒頭のご挨拶とさせていただきます。どうぞ宜しくお願いを致します。

【議席の指定】

○ 議長（横山 栄一君）

次に、日程第2、「議席の指定」を行います。議席は、会議規則第3条第1項の規定により、7ページにございます議席表の通り、私から指定を致します。

【会議録署名議員の指名】

○ 議長（横山 栄一君）

次に、日程第3、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、15番 伊東 尚美 議員、及び16番 服部 俊作 議員を指名致します。宜しく申し上げます。

【会期の決定】

○ 議長（横山 栄一君）

次に、日程第4、「会期の決定」を議題と致します。お諮り致します。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定致しました。

【専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成21年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））】

○ 議長（横山 栄一君）

次に、日程第5、承認第1号、専決処分の報告及び承認を求めることについて、「平成21年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第2号」を議題と致します。事務局に説明を求めます。細川事務局長。

（事務局長 登壇）

○ 事務局長（細川 哲志君）

承認第1号「平成21年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第2号」について、ご説明申し上げます。議案書の11ページをご覧ください。

本件につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、12ページの専決処分書の通り広域連合長において平成21年9月28日に専決処分致しましたので、同条第3項の規定により、議会にご報告をし、ご承認を求めるものでございます。13ページをご覧ください。

第1条第1項は、高額療養費特別支給金の給付にかかる歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,700万円を増額し、予算の総額を6,169億8,069万6千円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の内容で、16ページの第1表歳入歳出予算補正の通り定めるものでございます。

次に補正予算の主な内容につきまして、19ページ以降の特別会計補正予算に関する説明書によりご説明を申し上げます。始めに、22ページの歳入をご覧ください。

2款、2項、国庫補助金については、1,700万円の増額でございます。

これは、高額療養費特別支給金の財源として交付される1目、調整交付金を受け入れるものでございます。続きまして、24ページの歳出をご覧ください。

7款、1項、償還金及び還付加算金については、科目新設と1,700万円の増額でございます。これは、高額療養費特別支給金が通常の給付費とは異なり、制度改正前の平成20年12月末までに75歳となられた方のみに遡及して給付するため、新たに科目を設け、支給に必要な額を増額するものでございます。ご説明は、以上でございます。

当該専決処分について、ご承認いただけますよう宜しくお願い申し上げます。

○ 議長（横山 栄一君）

承認第 1 号について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより、採決を致します。お諮りをします。本件を承認することに、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

総員起立でございます。よって、本件は承認されました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について】

○ 議長（横山 栄一君）

次に、日程第 6、議案第 1 号「神奈川県後期高齢者医療広域連合非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題と致します。

事務局に説明を求めます。細川事務局長。

（事務局長 登壇）

○ 事務局長（細川 哲志君）

議案第 1 号「神奈川県後期高齢者医療広域連合非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、ご説明申し上げます。

議案書の 27 ページをご覧ください。

本件につきましては、神奈川県後期高齢者医療広域連合運営協議会において、運営協議会委員に対する委員報酬を支給しないとする決議がなされたことに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものでございます。28 ページをご覧ください。

第 1 条に準用規定を盛り込み、第 2 条第 2 項を第 3 項とし、第 2 条第 1 項の次に 1 項を加えることにより、運営協議会委員への報酬を支給しない旨定めようとするものでございます。

ご説明は、以上でございます。宜しくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（横山 栄一君）

議案第 1 号について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより、採決致します。お諮り致します。本件について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

総員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について】

○ 議長（横山 栄一君）

次に、日程第 7、議案第 2 号「神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題と致します。広域連合長に説明を求めます。服部広域連合長。

（広域連合長 登壇）

○ 広域連合長（服部 信明君）

議案第 2 号「神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、ご説明申し上げます。議案書の 29 ページをご覧ください。

高齢者の医療の確保に関する法律第 104 条に基づき、現行の保険料率を改定し、平成 22 年度及び平成 23 年度の保険料率を定めることに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものでございます。

改正の概要につきまして、ご説明申し上げますので、30 ページをご覧ください。

始めに、本文 4 行目をご覧ください。第 7 条は所得割率を定めておりますが、同条の「平成 20 年度及び平成 21 年度」を「平成 22 年度及び平成 23 年度」に、「100 分の 7.45」を「100 分の 7.42」に改めることで、「平成 22 年度、23 年度の所得割率を 7.42 パーセント」とするものでございます。次に、本文 7 行目をご覧ください。

第8条は均等割額を定めておりますが、同条の「平成20年度及び平成21年度」を「平成22年度及び平成23年度」に、「39,860円」を「39,260円」に改めることで、「平成22年度、23年度の均等割額を39,260円」とするものでございます。

次に、本文9行目以降の附則におきましては、改正条例の施行日と、平成20年度及び21年度の保険料については、従前の例によることを定めております。

ご説明は以上でございます。宜しくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（横山 栄一君）

これより質疑に入ります。

議案第2号について、牧嶋 秀昭 議員から通告がありましたので、発言を許します。

牧嶋 秀昭議員。

（牧嶋 秀昭議員 登壇）

○ 4番議員（牧嶋 秀昭君）

横浜市の 牧場 秀昭 でございます。通告に従いまして、「議案第2号神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、服部 信明 神奈川県後期高齢者医療広域連合長にお伺い致します。

後期高齢者医療制度は、国の新たな方針により平成24年度で廃止されることになりました。現行制度に替わる新たな制度を構築するため、厚生労働省に設置されました「高齢者医療制度改革会議」で制度のあり方が検討されていると聞き及んでおります。

しかし、廃止までの間は、現行制度において高齢者に医療サービスを提供して参ります。

今回の条例改正も平成22年度、そして23年度の保険料率などを定めるものです。

さて、厚生労働省では、保険給付費の伸びなどから見込んだ次年度の全国平均の保険料は、約13.8%の増加としておりますが、保険料を抑制するための措置としていくつかの対策を指示したとも聞き及んでおります。

実際、今回の条例改正案では平成22年度、23年度の新保険料は、前の2カ年と比較しまして均等割額で600円、そして所得割額でも0.03%引き下げられております。

保険料が抑制される事は結構なことだと思いますが、それでも神奈川県は被保険者の一人当たりの平均的保険料は85,890円と、東京都のそれよりも約1,600円、そして大阪府を中心とする大阪府よりも約9,000円、また、名古屋市を中心とする愛知県よりも約12,000円、神奈川県の保険料は高く設定されております。

また、比較をして良いかわかりませんが、一番保険料額が低い秋田県と比べると、なんと約49,000円も神奈川県の方が高く、日本一高い状況であることもまた認識しておかなければいけないのだと思っております。

そこで、お伺いします。今回の保険料算定にあたり、国からはどのような抑制策が示されたのか、また、広域連合としてどのように対応し保険料を算定したのかお伺い致します。

今回の保険料算定の中で「その他収入」という項目があります。その項目に「剰余金」として約98億円を計上しております。

この98億円の中身を調べてみますと、平成20年度、21年度の2年間の後期高齢者の方々から徴収して、使い切れなかった分がなんと約86億円分、そして国等からの負担金が約12億円となっております。

この後期高齢者の方から徴収しました86億円は、後期高齢者の一人当たりの保険料に換算しますと年間で約6,000円程度ということになります。即ち、6,000円程度の保険料が減額できる訳でございます。

毎年高めに保険料を算定し、剰余金と称してその余ったお金を次年度に組み入れる。また、次回剰余金を出して後送りをしている。そのお金が国からの負担金であり交付金であれば、まだまだ許されるかもしれませんが、剰余金のその殆どが高齢者からの保険料です。

保険料算定の際、不足に対する安全性の見過ぎであり、計画性の欠如が日本一高い保険料の原因の一つではないかと、こんな風にも思っております。

そこで、改めてお伺い致します。累積剰余金98億円を、被保険者からの預かり金という感覚ではなく「その他の収入」という位置付けで処理をした理由について、お伺いしたいと思います。

次に、県に設置されている後期高齢者医療財政安定化基金の活用についてお伺い致します。

この基金は、給付費の伸びや、保険料の未納により広域連合の財政に不足が生じた場合に備え、毎年度15億円を積み立てる基金です。

今年度末の財政安定化基金の残高は、現在まで1円も使われておりませんので、丸々30億円あります。

この基金を使うためには、国の法改正と共に神奈川県での制度改正も必要と、2重、3重にガードされて、なかなか使う事のできない基金という形になっております。しかしここへきて、この安定化基金の使用に活路が見えて参りました。

最近、厚生労働省では、財政安定化基金の新たな活用方法について、門戸を広げる方針を出して参りました。

この基金の管理者である神奈川県は、何を考えているのか、頑なにこの安定基金の活路を、利用を拒んでおります。

この基金の拠出者でもある後期高齢者のために活用することを、強く県の方に訴えていただきたいと思っております。

何故ならば、後期高齢者医療制度が廃止されると、この基金は自動的に国に返還されてしまうからです。

先ほど少し触れましたが、この基金の3分の1は、財政安定化基金拠出金として後期高齢者の方が出しているお金なのです。

その事実を十分御理解していただいた上で、お伺い致します。

このまま財政安定化基金が積み上がると、積立残高は、平成23年度末には60億円、そして24年度末には75億円となりますが、神奈川県広域連合として、この後期高齢者の方々からの拠出金をも含めた基金をどのように活用していかれるおつもりなのかお伺いしたいと思います。

まさか現政権では、後期高齢者の方々から拠出金として集めた25億円まで国に返還させるのではないかと、いわゆる埋蔵金として処理をするのではないかと。このようなことが無いように強く要望しておきます。

次に、国に於いて現在、この制度廃止後の新たな制度を検討しております。

そもそも現行制度では、高齢化社会に伴い、増え続ける高齢者の医療費を高齢者自身をも含めた国民全体で支え、国民皆保険制度を維持していくためという趣旨で創設されたものであると理解しております。

従って、この制度を論議する場合、ある特定の世代にとって都合が悪いから、というような理由で制度の廃止に向かうのではなく、どの世代にとっても納得がいく制度になっているかを検証しなくてはならないと思っております。

つまり、高齢者の医療制度をどのようにしていくのかを、75歳以上の被保険者はもちろんのこと、それを支える若年層にとっても、どのような制度にしていくかという視点を欠いてはならないと思っております。

即ち、高齢者人口の増加に伴い、増え続ける医療費を、公費と高齢者の保険料負担、そして、若年者からの支援金でどのように負担するかが大きなポイントとなってくると思っております。

後期高齢者医療制度がスタートした時点から、様々な場面で多くの方々に理解を得られるよう説明を行って参りました。

確かに、導入当初は制度の名称や低所得者に重過ぎる保険料負担、また、支払方法など反省すべき点はたくさんありました。

しかしそれらを解決し、制度が定着するように保険料の軽減などの修正を行ってきたことによって、少しずつ理解が得られてきたと感じております。

そこで服部連合長にお伺い致します。

医療費の確保という財政的な観点から、廃止が前提で新たな制度の変更が検討されておりますけれども、現在のこの制度に対しましてどの様な評価をされているか、率直なご意見をお伺い致したいと思っております。

国で行われている高齢者医療制度改革会議の論議を見ても、なぜ制度を廃止しなければならないのかという様な明確な理由も会議の中に見出せません。

例えば今回、私が質問の中に取り上げました保険料を巡る財政安定化基金の活用方法についても然りです。

日本一高い保険料を背負っている神奈川県として、あえて言わせていただければ、この制度の不思議の一つ、県民に対して責任を持たなければならない神奈川県の立場の不明確さも含めまして、お伺いしたいと思っております。

新しい制度を設計するに当たり、広域連合長として、政府に対して強いパイプをお持ちの立場としてお伺い致します。

今まで国に対しまして、どの様な働きかけを行ってきたのか、そして、今後どのような働きかけを行っていくのかをお伺い致します。

最後に、高齢者の医療を巡り様々な論議がなされておりますが、医療保険制度を含む社会保険制度の将来像を見据え、これから出てくるであろう新制度が多く国民が望む医療制度となる旨、国に届けてもらえる事を切に要望致しまして、私の質問を終わります。

○ 議長（横山 栄一君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願い致します。服部広域連合長。

（広域連合長 登壇）

○ 広域連合長（服部 信明君）

ただいま、議案に対しまして牧嶋議員から5点のご質問をいただきました。

それぞれにお答えして参りたいと思っております。

まず1点目の、国から示された保険料の抑制策についてでございますが、まず、平成20年度及び平成21年度の財政収支に係る剰余金の金額を活用すること、また、これを行っても、軽減適用後の被保険者一人当りの保険料額が、平成21年度と比べ増加することが見込まれる場合には財政安定化基金の活用等を検討してほしい、との方針が示されました。

保険料の算定に係る本広域連合の対応についてであります。神奈川県の場合は剰余金を全額活用することにより、平成21年度と比べ、一人当り保険料額が166円下がりますので、今回は財政安定化基金の活用等は行わず、保険料の抑制を図ったところでございます。

次に、剰余金の処理についてであります。剰余金の大部分は被保険者の皆様の保険料が財源となりますので、次期保険料に還元すべきものと考え、神奈川県では剰余金全額を、政令において定められている「その他後期高齢者医療に要する費用のための収入」として活用することで、次期保険料額を可能な限り抑制するよう努めたところでございます。

次に、財政安定化基金の積立残高の活用についてであります。神奈川県に設置された基金ですので、県とも協議の上、平成24年度の保険料率改定の際に、保険料額を抑制するための財源として活用するなど、今後の状況に応じ、被保険者にとって有益な活用方法を検討して参りたいと思っております。

次に、現行制度の評価についてであります。財政的な観点からこの後期高齢者医療制度をみますと、保険料負担の公平性や負担の明確性、都道府県単位の財政運営による財政基盤の安定性といった点は、本制度の利点であると考えております。

今後、高齢者医療制度改革会議におきまして、こうした利点も考慮されながら新制度の検討がされるものと考えております。

最後に、国にどの様な働きかけを行ってきたのか、また今後行っていくのかについてであります。これまで広域連合の全国組織であります全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、被保険者及び関係機関と十分に議論を行い意見を反映させるとともに、必要財源を全

額国において措置すること。制度の安定的運営、権限と責任の明確化を図ると共に、国及び都道府県が主体的な役割を果たすことなどの要望を国に対して行なって参りました。

今後も要望や、全国協議会の会長が委員として出席をしている高齢者医療制度改革会議を通じて、現行制度を運営する立場から働きかけを行って参りたいと思います。

なお、神奈川県に対しましても、神奈川県後期高齢者医療広域連合として、制度を運営していくための財政的支援及び人的支援の要望を行なっているところでございます。以上でございます。

○ 議長（横山 栄一君）

次に、市古 映美 議員から通告がありましたので、発言を許します。

市古 映美 議員。

（市古 映美議員 登壇）

○ 10番議員（市古 映美君）

川崎市の市古映美でございます。

通告に従い、服部広域連合長に、提案された議案第2号に関連して質問を致します。

後期高齢者医療制度について、現政権与党の民主党は野党時代、天下の悪法と言って即廃止を明言してきました。そして、当面以前の老人保健法に戻してやることは何も矛盾しない、とも言明してきました。

しかし、政権を担って以来、4年後、2012年末に新制度を作って廃止をしていきたいと、廃止のトーンは急速に落ちました。

新年度は新制度について検討をしていきたい、としているようですが、その内容は全く不透明です。まさに選挙時の国民の期待を裏切る公約違反と言わざるを得ません。

保険料の改定に当たって、高齢者の方々がどんな思いでいるのかよく見据えることが肝心要の問題です。

保険料算定の基礎となる医療給付費について、実施直前の2007年度の医療給付費の動向と、実施年度の2008、2009年度の実績では、大幅な減少がみられることです。

ところが、受診抑制はうかがえませんと認識を示しています。全く高齢者の置かれた実態を無視した見解と言わざるを得ません。

保険料に加え、窓口負担が1割から3割という高額な費用負担に耐えかねて、受診抑制をせざるを得なかったものではないでしょうか。連合長の明快な答弁を求めます。

次に、保険料改定に係わって、剰余金等に関連していくつか伺います。

2年に1度上がる保険料について、厚生労働省は「現行制度を廃止するまでの間、可能な限り増額を抑えることが必要」として、新政権は広域連合、都道府県、市町村に対応を求めてきました。これらの要請を受けて、神奈川県の高域連合でも、2008、2009年度は剰余金約98億円を全額充て、1人当たりの平均保険料を85,724円とし、現行より年間で166円引き下げることが提案されています。

辛うじて引き下げという金額になっていますが、そもそも神奈川県の保険料そのものが他の都道府県に比べて高い保険料です。

同時に均等割額の9割軽減が適用となり、月額換算で約300円の保険料であっても、何らかの理由で支払困難な方が存在することも事実であり、その現実を直視する必要があることは医療に携わる団体からも指摘をされてきました。

更に医療機関にかかる場合には1割から3割の窓口負担があり、この負担も高齢者にとっての重い負担になっています。

そのことから保険料の引き下げには特段の努力が求められていると思います。あらゆる努力を行ない、保険料を引き下げることが必要だと思いますが、連合長の見解を伺います。

2009年10月26日の事務連絡では、財政安定化基金からの交付及び貸付の活用が可能であることも念頭に置く、としています。神奈川県の場合は、剰余金だけで引き下げができたのでこの基金の活用はしないとしています。

しかし、基金の2009年度末の残高見込みは30億円になります。この基金は積立額の3分の1を保険料で賄っています。基金の活用が厚生労働省から指示され、また制度を廃止する事の政府方針が出ていることに鑑み、基金への保険料負担による積立を中止または大幅な縮小をして保険料引き下げに活用することができないか、伺います。

今回の改定案では、保険料引き下げの財源は財政安定化基金の活用や剰余金の全額取り崩しはするとの指導はするものの、それ以上の国の予算措置はありません。

たとえ、剰余金の全額や財政安定化基金の活用があっても、2012年度には再度の保険料改定期を迎えることになり、その時は保険料を抑制させるための財源については展望がないのではないのでしょうか。

廃止が決まっている制度です。中途的な措置として、予算措置をして更なる保険料の引き下げを国に要求すべきと思いますが、伺います。

2010、2011年度の保険料、一人当りの内訳をみると、平均保険料金額85,724円に対して、財政安定化基金拠出金に596円、審査支払手数料に2,398円、葬祭費支給に2,193円、保健事業の1,720円などが含まれています。

東京都ではこれらのものを保険料からではなく、市町村の一般財源で賄い、後に東京都が補填をするという方法をとりました。

全額とは言わなくても市町村及び神奈川県がこれらの一部を負担して、そもそも高い神奈川の保険料を引き下げを努力すべきと思いますが、連合長の見解を伺います。

保険料軽減策について伺います。保険料本体については何の予算措置も取らないで、軽減策だけは自公政権時代の特例を踏襲するというのでは、あまりにも筋が通らない話ではないのでしょうか。

7割軽減が8.5割軽減になっていますが、これは特例で、特例というのは当該年度のみ対応となっています。

2010年度は8.5割軽減は延長予定となっていますが、これは国の第2次補正予算で財源措置が決まらなと確定しないという事だと思いますが、見込みはどうなるのか伺います。

更に披扶養者軽減ですが、これも5割から9割軽減は特例とされて、2010年度は延長予定とありますが、見通しを伺います。更に、2011年度の軽減策の見通しについても伺います。

法定減免については一定の改善があるものの、条例減免は規定があっても実際にはあまり使われていません。改善が必要だと思います、見解を伺います。以上で質問を終わります。

○ 議長（横山 栄一君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願い致します。服部広域連合長。

（広域連合長 登壇）

○ 広域連合長（服部 信明君）

ただいま、市古議員から7点のご質問をいただきました。それぞれについてお答えをして参りたいと思います。

まず、受診抑制があったのではないかとというご指摘についてですが、平成20年度の医療給付費が見込みより伸びなかったことは全国的な現象であり、国においてもその原因についてはつかめていないと聞いております。

神奈川県において、医療給付費が見込みより低かった理由は、被保険者数や一人当たりの医療費が見込みより伸びなかったことによるものです。

なお、レセプト件数は被保険者数と連動して増加している状況もございますので、受診抑制があったとは言い切れないものと考えておりますが、今後、複数年の実績をみて検証していく必要があると考えております。

次に、保険料の引き下げについてであります。前回の保険料算定の検証を踏まえ、法令に基づき、より適正な保険料率とすることを基本方針と致しました。

更にこの際、国の保険料抑制策に基づき、剰余金全額を活用し、保険料の引き下げを実現することができたものでございます。

次に、基金への保険料負担による積立の中止または縮小についてであります。保険料の一部を財政安定化基金の拠出金に充てることや、財政安定化基金の拠出金の額につきましては法令により定められておりますので、現行法令上、基金の積立を中止または大幅に縮小するといった取り扱いは不可能となっております。

次に、保険料の引き下げに関する国への要望についてであります。これまでも全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて様々な要望活動に取り組んできたところでございます。

今回の保険料改定に当たりまして、必要に応じて要望して参りたいと思います。

次に、神奈川県及び市町村が必要額の一部を負担して、保険料を下げることに付てですが、後期高齢者医療制度を運営していくための財政の仕組みにつきましては、国が定める基準に沿っております。

また、神奈川県及び市町村の厳しい財政状況に鑑みますと、法定の負担以上の財政支援を求めていく事は困難であると考えております。

次に、平成22年度の低所得者軽減延長の見込みについてであります。国の方針により、後期高齢者医療制度を廃止するまでの間、継続するものと認識しております。

また、被扶養者軽減延長の見通しについてであります。低所得者軽減と同様に継続するものと認識しております。

更に、平成23年度の軽減策の見通しについてですが、国の方針により、平成23年度においても、現行の保険料軽減措置を継続するものと認識しております。

必要な財源確保につきましては、今後も国に要望をして参ります。

最後に、条例減免についてであります。現行の条例減免は、災害を被った場合や長期入院、失業等により所得が著しく減少した場合などにおいて、条例、規則に基づき保険料を減免するものであります。

神奈川県において独自に更なる軽減策を行うためには、その財源として、県及び市町村の追加負担が必要となります。

厳しい財政状況のもと、県及び市町村に対し、法定の負担に加え、更に負担をお願いすることは困難であるものと考えております。なお、被保険者に対しては、広報媒体に加え、市町村における日常的な納付相談等の中でも適切な情報提供を行っております。

以上でございます。

○ 議長（横山 栄一君）

次に、議案第 2 号について、市古 映美 議員から討論の通告がありましたので、発言を許します。市古 映美 議員。

（市古 映美議員 登壇）

○ 10 番議員（市古 映美君）

議案第2号「神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」反対し、討論を行います。

反対する理由の第一に、現行より平均保険料を166円引き下げたにせよ、全国一高い平均保険料を最善の努力を尽くして引き下げる努力がみられないことです。

次期平均保険料は85,724円です。今回の引き下げに使われる剰余金98億円についても、結局その大半が、被保険者が支払った保険料であり、これが還元されることに他なりません。

還元は当然の措置です。剰余金がこれだけ多額になった背景・要因は何かということです。

一つに受診抑制があるのではとの質問に、答弁では複数年度調査をしなければ判断できないとのことでした。

しかし、既に以前から指摘してきたように、制度開始当初の日本医師会の緊急レセプト調査では、総点数、総件数、総日数が前年同時期に比べてマイナスになっていること。後期高齢者が増加している中、入院外の総数ですら診療所でマイナス0.74%、病院でマイナス1.33%であったこと。2008年度から後期高齢者医療制度が始まり、保険料の負担増や天引きが、患者一部負担も増えるかのようなニュアンスで伝わったこともあり、後期高齢者の受診抑制が

働いた恐れがあると報告されました。

全日本民医連の調査によっても、少ない年金から保険料を天引きされることが不安を広げ、更に医療機関への窓口の1割負担について、「受診する費用が捻出できない」などの声があがるなど、これらに鑑みても受診抑制に繋がっていることは明白です。

もう一つは被保険者数に過大見積りがあったということです。推定値と実績ではかなりの乖離が生じ、実績が下回りました。

この推計値は医療給付費の見込みなどに連動し、保険料に影響します。

これも剰余金を増やしたのではないのでしょうか。次年度も被保険者の過大な見積りになっていないか、懸念します。

自治体が独自に補填して保険料を引き下げる努力についても否定した見解でしたが、財政事情が厳しいところでも幾つかの県では実施をしています。

財政安定化基金の今年度末の積立金額は30億円です。これは次の2年後の保険料改定の時の財源として使っていきたいとの事でした。

しかし、この事は政府が責任を持つ問題です。この際30億円も活用することを模索をし、更に貸付なども活用して、最大限保険料を引き下げるべきでした。

反対の理由の第二は、国民の政治を変えたいとの思いで反映した政権交代で生まれた新政権が、マニフェスト通り制度廃止を決めていれば、保険料改定の議論は必要の無いものだったということです。制度移行期間中の保険料であれば、暫定的な保険料で、新政権の公約通りの国庫補助増額により、低廉な保険料で済んだものです。

野党時代の民主党は「廃止以外にない」と豪語してきました。しかし、政権に就くと廃止は4年後に先送りと態度を急変させました。

それでも保険料の改定に当っては、昨年10月26日の広域連合事務局宛ての事務連絡、平成22年度及び23年度の保険料の増加に対する対応の(2)国庫負担金の交付の検討についてで、厚生労働省においては、高齢化率の上昇に比例して後期高齢者の保険料負担が増加することを一定程度是正するため、後期高齢者負担率の上昇による保険料の増加分について国庫補助を行うことを検討しており、今後年末までに結論を得ることにしているとしていました。

結局このことを事実上、反故にしたのです。廃止の先送りと併せて、まさに二重に国民への裏切り行為です。軽減策も自公政権時代のものを継続するに過ぎず、いつまで継続するかも不透明です。この間、国民も自治体もこの制度を巡る迷走ぶりに翻弄されてきました。

廃止そのものは決まっている制度です。次期保険料改定までに廃止されることを求めますが、広域連合として、いずれにせよ国が責任をもって、きちんと財政的措置をとり、高齢者に負担を強いることがないよう、安心して必要な医療が受けられるようにその決意をきちんと国に示し、最大限努力をされるよう要望すると共に、以上述べてきたことから議案第2号については賛成できないことを表明し、討論を終わります。

○ 議長（横山 栄一君）

討論は以上ですので、これより、議案第2号について採決致します。

お諮り致します。本件について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案の通り可決されました。

【平成21年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）】

○ 議長（横山 栄一君）

次に、日程第8、議案第3号「平成21年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第1号」を議題と致します。事務局に説明を求めます。細川事務局長。

（事務局長 登壇）

○ 事務局長（細川 哲志君）

それでは、議案第 3 号「平成 21 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第 1 号」について、ご説明申し上げます。議案書の 31 ページをご覧ください。

本件につきましては、地方自治法第 292 条の規定において準用する同法第 96 条第 1 項の規定に基づき、提案するものでございます。

第 1 条第 1 項は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 8,997 万円を増額し、予算の総額を 24 億 1,152 万円とするものでございます。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の内容で、34 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正の通り定めるものでございます。

次に、補正予算の主な内容につきまして、37 ページ以降の一般会計補正予算に関する説明書によりご説明を申し上げます。始めに、40 ページの歳入をご覧ください。

1 款、1 項、負担金については、5 億 5,809 万 9 千円の減額でございます。

これは、3 款、1 項、繰越金について、20 年度からの繰越額である 5 億 8,806 万 9 千円のうち、20 年度受領済みの国庫補助金等の精算による償還金及び後期高齢者医療臨時特例基金取り崩しにより執行した事業費の残額を、同基金に積立てる額を除いた 5 億 5,809 万 9 千円を、県内 33 市町村の事務費負担金から減額するものでございます。

5 款、1 項、国庫補助金は、1 億 6,000 万円を増額でございます。

これは、長寿・健康増進事業に対する国からの特別調整交付金を受け入れるものでございます。続きまして、42 ページの歳出をご覧ください。

2 款、1 項、総務管理費で、1 億 8,997 万円を増額するものでございます。

内訳は、広域連合の運営に係る経費のうち、高齢者医療関係費に係る部分でございますが、国からの特別調整交付金を受け、特別調整交付金対象事業である長寿・健康増進事業として委託料 233 万 3 千円と、市町村補助金 1 億 5,766 万 7 千円を計上し、歳入でもご説明致しました、20 年度受領済みの国庫補助金等の精算による償還金 2,928 万 8 千円及び後期高齢者医療臨時特例基金取り崩しにより執行した事業費の残額を同基金へ積立てるため、積立金 68 万 2 千円を計上するものでございます。

ご説明は以上でございます。宜しくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（横山 栄一君）

議案第 3 号について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決を致します。お諮り致します。本件について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

総員起立であります。よって、本件は原案の通り可決されました。

【平成 21 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）】

○ 議長（横山 栄一君）

次に、日程第 9、議案第 4 号「平成 21 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第 3 号」を議題と致します。事務局に説明を求めます。細川事務局長。

（事務局長 登壇）

○ 事務局長（細川 哲志君）

議案第 4 号「平成 21 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第 3 号」について、ご説明を申し上げます。議案書の 45 ページをご覧ください。

本件につきましては、地方自治法第 292 条の規定において準用する同法第 96 条第 1 項の規定に基づき、提案するものでございます。

第 1 条第 1 項は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 41 億 8,246 万 3 千円を増額し、予算の総額を 6,211 億 6,315 万 9 千円とするものでございます。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の内容で、48 ページの第 1 表歳入歳出予算補正の通り定

めるものでございます。

次に補正予算の主な内容につきまして、51 ページ以降の特別会計補正予算に関する説明書によりご説明を申し上げます。始めに54ページの歳入をご覧ください。

1 款、1 項、市町村負担金は、1 億 1,004 万 7 千円の減額でございます。

これは、2 款、2 項、国庫補助金による、保険料軽減の財源補填により 1 目、保険料等負担金を減額するものでございます。

2 款、1 項、国庫負担金は、3,333 万 7 千円の増額と科目の新設でございます。

これは、20 年度受領済みの国庫負担金の精算による追加交付を受け入れるものでございます。2 款、2 項、国庫補助金は、1 億 1,004 万 7 千円の増額と科目の新設でございます。

55 ページの一番下の節と説明の欄、こちらをご覧ください。

これは、21 年度の保険料軽減の財源補填として交付される交付金である、2 目、2 節、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金と、20 年度の保険料軽減の財源補填として受領済みの補助金である、2 目、3 節、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の精算による追加交付を受け入れるものでございます。続きまして、56 ページをご覧ください。

3 款、1 項、県負担金は、1 目、療養給付費負担金を 10 億 3,329 万 8 千円増額、2 目、高額医療費負担金を 1,320 万 2 千円増額し、科目を新設するものでございます。

これは、20 年度受領済みの県負担金の精算による追加交付を受け入れるものでございます。6 款、1 項、財産運用収入は、2 万 1 千円の増額でございます。

これは、54 ページでご説明致しました 2 款、2 項、国庫補助金のうち、2 目、2 節、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を受け入れることにより発生する利子収入でございます。

7 款、1 項、基金繰入金は、2,600 万 3 千円の増額でございます。

これは、先程ご説明致しました高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を受け入れる際に、まずは、後期高齢者医療制度臨時特例基金に積み立てますが、この基金から速やかに、必要額を取り崩し、保険料軽減の財源として活用するものでございます。

8 款、1 項、繰越金は、30 億 7,660 万 2 千円の増額でございます。

これは、前年度繰越金が見込みを上回ったことによる増額でございます。

続きまして 58 ページの歳出をご覧ください。

5 款、1 項、基金積立金は、2,602 万 4 千円の増額でございます。

これは、歳入でもご説明致しました高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金と、これを受け入れることで発生した利子を、後期高齢者医療制度臨時特例基金に積み立てるものでございます。7 款、1 項、償還金及び還付加算金は、41 億 5,643 万 9 千円の増額でございます。

これは、前年度繰越金を、20 年度受領済みの各種負担金等の精算による償還金等に充てるものでございます。ご説明については以上でございます。

宜しくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（横山 栄一君）

議案第 4 号について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより、採決いたします。お諮り致します。本件について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

総員起立であります。よって、本件は原案の通り可決されました。

【陳情】

○ 議長（横山 栄一君）

次に、日程第 10「陳情第 1 号」を議題と致します。

本件につきましては、文書表と共に、既に皆様に配布させていただいておりますが、慎重な審議が必要なため、会議規則第 129 条の規定に基づき、議会運営委員会に付託致します。

この際、付託案件審査のため、暫時休憩を致します。

（午後 2 時 59 分 休憩）

【委員長報告（陳情第1号）】

（午後 3時 30分 再開）

○ 議長（横山 栄一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10、「陳情第1号について」、議会運営委員会へ付託致しましたので、委員長より報告を求めます。角井 基 議会運営委員長。

（角井 基議員 登壇）

○ 議会運営委員長（角井 基君）

ただいま議題となりました陳情第1号について、議会運営委員会における審査の結果を、ご報告申し上げます。

委員会にて審査の上採決を行ないましたところ、賛成なしで、不採択すべきものと決定を致しました。以上で報告を終わります。

○ 議長（横山 栄一君）

有難うございました。ただいま議会運営委員長より、議会運営委員会における審査の結果について報告がありましたが、本件については 関 美恵子 議員から討論の通告がありましたので発言を許します。関 美恵子 議員。

（関 美恵子議員 登壇）

○ 7番議員（関 美恵子君）

横浜市の 関 美恵子 でございます。通告に従い陳情第1号に賛成し、討論を行います。

陳情第1号は、神奈川県社会保障推進協議会より提出され、後期高齢者医療保険料の大幅な引き下げを求めたものです。

神奈川県の後期高齢者医療の被保険者は、全国一高い一人当りの平均保険料85,890円が課され、今年の4月からは介護保険料の引き上げがあり、かさむ医療費や介護サービス利用料負担増で、限られた年金収入での暮らしは苦しくなるばかりです。

食費を切り詰めるしかないという声も聞かれ、命にもかかわる深刻な生活実態がうかがわれるところです。

2007年8月末時点の情報ですが、県内被保険者の所得についての県広域連合の推計は、所得0円が被保険者の50.95%、所得200万円以下の合計では81.18%を占め、被保険者の圧倒的多数が低所得者で苦しい生活実態を裏付けるものになっております。

ところが、政府が行なった保険料軽減の特別対策も含め、2009年度に何らかの保険料軽減を受けた被保険者は全体の43%、30万7千人で、約半数の低所得者は過酷な保険料負担を強いられたままになっております。

こうした状況から、制度の廃止こそ被保険者の切実な願いだった訳ですが、それも4年後に先送りされてしまい、そうであればせめて保険料は大幅に引き下げて欲しいと思うのが当然ではないでしょうか。

そうした思いが渦巻く中、県広域連合が剰余金全額の98億円を取り崩し、軽減措置の影響も反映させ、一人当たり平均保険料を現行より166円引き下げ85,724円とした案を示し、先程その議案が可決されたばかりです。

166円の引き下げ幅では、現保険料と同額というケースもあり、被保険者の納得は得られないのではないのでしょうか。

引き下げ幅については是非は棚上げし、現行より増加しなければ良いとする広域連合の姿勢が問われるところです。

陳情書は、保険料引き下げのあらゆる手立てを具体的に示し、県広域連合が取り組むよう求めています。

手立ての1つは、均等割を大幅に引き下げ、保険料の引き下げを図るというものです。

均等割の引き下げは、県や市町村からの財源繰り入れにより可能で、2009年10月26日付厚労省事務連絡で県、市町村との間で十分な検討、調整を行っていただきたいとしているもの

です。既に、東京都、北海道、京都府及び山梨、石川、福井、岐阜、三重、奈良、岡山の各県においては、各広域連合への独自の財源繰入れが行われていると聞いております。

今回の事務連絡はこうした手段を使うことを是認したものであり、指示されながら県広域連合が、県や市町村に財源措置を求めていることが問題です。

手立ての2は、財政安定化基金の3分の1は保険料で、2009年度末で積立金は30億円が見込まれ、2010年度では45億円となります。保険料による積み立てを中止、または縮小できれば保険料の引き下げになるというものです。

財政安定化基金は、事業において収納不足が生じ、その補填に充てるということですが、高齢者の場合、収入も比較的変動がなく、見込みがつかない場合が少ないことから、現実問題として45億円もの保険料による積立金が使われずに残る可能性があり、しかも4年後には廃止する制度ですから、積立の中止や縮小は充分道理に合う考えであります。

2009年12月24日、厚労省保険局高齢者医療課長が、都道府県後期高齢者医療主管課長宛に後期高齢者医療制度の保険料率の改定に係る留意点について通知した文書によりますと、財政安定化基金の取り崩しや活用は都道府県の判断でできること、また、その意向が確認されれば、高齢者医療確保法の改正案を次期通常国会に提出するとまで述べております。

県広域連合も剰余金の全額取り崩しでよしとせず、事務連絡の指示に従って、基金の活用も含め保険料の引き下げに努めることこそ重要です。

手立ての3は、保険料の滞納分を保険料に含める、この問題ですが、2008、2009年度の保険料収納率を平均で98.77%と見込み、収納不足を前提に全体の事業計画が立てられています。であるならば、保険料に滞納分を含める必要はありません。保険料から滞納分を外すことで保険料は引き下げられます。

手立ての4は、財政安定化基金を保険料や保健事業に柔軟に活用できるよう国に法改正を求める意見書の提出です。厚労省の2009年10月26日の事務連絡には、4月からの保険料値上げを抑えるための財政負担を国庫補助で行いたいとあった訳ですが、結局補正が行われず実施されなかったと聞いています。

この事例のような曖昧さを避けるためにも、陳情者が法改正を求めるのは当然であり、まして国で法案の準備がされている今こそ、意見書を提出すべきと考えています。

最後に2010年度の予算編成の過程において、あらゆる手立てを講じ保険料の更なる引き下げについて検討をしていただきたいと思います。そのためにも、陳情の採択を求めます。

以上で私の討論を終わります。

○ 議長（横山 栄一君）

討論は以上ですので、これより本件について採決致します。

本件については、議会運営委員会では、不採択でありましたが、委員会報告の通り決定することに、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって本件は、不採択とすることに決定しました。

○ 議長（横山 栄一君）

ただいま、議会運営委員会 角井 基 委員長 から閉会中継続審査の申し出がありました。この際、本件を議事日程に追加し、直ちに議題とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本件を議事日程に追加し、直ちに議題とすることに決定致しました。

それでは、日程第 11、「閉会中継続審査」を議題と致します。その件名は、配布致しました「議会運営等について」であります。

お諮り致します。本件につきましては、議会運営委員会の委員長申し出の通り決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって本件は、閉会中継続審査とすることに決定致しました。

この際、お諮り致します。本臨時会において議決されました各案件について、その条項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認めます。よって、本臨時会において議決されました案件の整理につきましては、これを議長に委任することに決定致しました。

以上をもちまして、臨時会に付議された議案の案件の審議は全部終了致しました。

○ 議長(横山 栄一君)

最後に、広域連合長から発言を求められておりますので許可致します。服部広域連合長。

(広域連合長 登壇)

○ 広域連合長(服部 信明君)

本日、臨時会におきましてご提案申し上げました議案等につきまして、ご審議を賜り、いづれもご賛同いただきましたことに厚く御礼を申し上げます。本当に有難うございました。

今後も一層のご指導、また、ご鞭撻をお願い申し上げます。誠に簡単でございますが、閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。本日は本当に有難うございました。

○ 議長(横山 栄一君)

これもちまして、平成22年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回臨時会を閉会致します。ご苦勞様でございました。

(午後3時42分閉会)

上記会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

議 長 横 山 栄 一

議 員 伊 東 尚 美

同 服 部 俊 作